

# 重要

## 世田谷区立桜丘中学校PTA 規約

### 第1章 名 称

第1条 本会は世田谷区立桜丘中学校PTAと称し、事務所を同中学校内に置く。

### 第2章 目 的

第2条 本会は桜丘中学校教育の進展に協力すると共に会員の教養を高め、生徒の福祉を増進することを目的とする。

### 第3章 方 針

第3条 本会は教育を本旨とし、非営利的、非宗教的、非政党的に活動する。

第4条 本会は学校長の学校運営方針に協力し、学校の管理や人事に干渉しない。

校長は各会に出席し、意見を述べることができる。

第5条 本会は生徒のために活動する諸団体と協力する。

### 第4章 事 業

第6条 本会は会の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 学校と家庭の協力体制をつくり、生徒の学習及び生活指導に協力する。

(2) 学校の教育環境の整備に協力する。

(3) 会員の教養を高めると共に会員相互の親睦をはかる。

### 第5章 会 員

第7条 本会の会員は次のとおりとする。

(1) 会員は生徒の保護者またはこれに代わる者並びに教職員とする。

(2) 会員は任意に入退会できる。入会後は、退会の申し出がない限り、自動的に継続される。

但し、その目的や主旨から、全ての保護者及び教職員の入会が望ましい。

### 第6章 会 計

第8条 本会の経費は通常会費をもってあてる。

第9条 通常会費は一世帯月額300円（年間3,600円）とし、7月に一括全額引き落としとする。

第10条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 役員及び委員

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (保護者)
- (2) 副会長 3名 (保護者2、副校長)
- (3) 書記 3名 (保護者2、教員1)
- (4) 会計 3名 (保護者2、教員1)

但し、世田谷区立中学校PTA連合協議会の対外的職務で増員が必要な場合等運営委員会の承諾を経て、役員として若干名を増員することができる。

第12条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表して会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代理する。
- (3) 書記は総会と運営委員会の議事するほか、各種事務を掌る。
- (4) 会計は本会の会計を担当し、その収支を明らかにし、決算報告書を総会に提出する。

第13条 本会に次の委員を置く。

学年委員・厚生委員・広報委員・校外連携委員・さくらフェイバル委員

## 第8章 役員・委員・会計監査の選出及び任期

第14条 役員及び会計監査は選挙細則によって選出し、本人の同意を得て、総会において承認を得る。

第15条 各委員は選挙細則によって選出する。

第16条 役員・会計監査及び委員の任期は一年とし、再任を妨げないが、会計監査においては二年を越えてつくことはできない。また、役員においては三年を越えてつくことはできない。(但し次期後任者が決定するまでその職務をとる。)

## 第9章 総会

第17条 定期総会は毎年年度始めに開く。但し運営委員会が必要と認めた場合、または全会員の5分の1以上の要求があった場合は、会長は臨時総会を召集することができる。

第18条 総会では次のことが行われる。

定期総会

- (1) 会計監査を経た決算報告及び前年度事業報告の承認
- (2) 運営委員会で議決された新年度計画及び新年度予算の承認
- (3) 会計監査及び新年度役員の承認

## 臨時総会

- (1) 新年度役員の承認
- (2) その他緊急事項に関する審議と議決

第19条 総会は全会員の5分の1以上の出席をもって成立する（委任状を含む）。

## 第10章 運営委員会

第20条 運営委員会は本会の役員、各正副委員長及び学年委員によって構成され、半数以上の出席によって成立する。

第21条 運営委員会の任務は次の通りとする。

- (1) 各委員会において立案された事業計画及び本会の運営に関する事項を審議し議決する。
- (2) 予算原案を作成する。
- (3) 会員より委任された事業を処理する。
- (4) 本規約の細則の立案及び改正をすることができる。
- (5) 運営委員会は原則として月1回開く。

## 第11章 各委員会及び特別委員会

第22条 本会には学年委員会・厚生委員会・広報委員会・校外連携委員会・さくらフェスティバル委員会を置く。

第23条 運営委員会は特定の目的を遂行するために特別委員会を設けることができる。

第24条 各委員会及び特別委員会はすべての事業計画について運営委員会に諮らなければならない。

## 第12章 役員会

第25条 役員会は本会の会員で構成され、本会の運営に関する企画立案と、渉外関係を担当する。

## 第13章 会計監査

第26条 会計監査は総会において承認された3名によって構成され、その年度の会計を年2回監査し、その結果を運営委員会及び定期総会に報告する。

## 第14章 所在地

第27条 本会は世田谷区立桜丘中学校を所在地とする。

〒156-0054 東京都世田谷区桜丘2丁目1-39  
世田谷区立桜丘中学校 代表 (03) 3429-6203

## 第15章 補則

第28条 この規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

第29条 本会の細則は別に設け、運営委員会の議を経て実施する。

## 第16章 個人情報

第30条 本会の活動に必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「桜丘中学校PTA個人情報取扱規定」に定める。

## 第17章 個人情報

### 第31条

- (1) 上記に定めるほか、本規定により対応できない事由が発生した場合には、軽微なものに限り、運営委員会の決定を経て臨時的に規約の変更、追加等ができるものとする。
- (2) (1)の決定は第2条の目的の範囲に照らし、逸脱しないことを原則とする。
- (3) (1)の決定の有効期間は当該年度内とする。

## 【各委員会細則】

規約第29条により各委員会細則を次のように定める。

第1条 各学年委員会は次の事業を行う。

- (1) 各学年、学級PTAの運営を行う。
- (2) 学校教育に対する理解を深め、生徒の生活指導に協力する。
- (3) 会員の親睦を図る。
- (4) 学年学級PTAの広報活動を行う。
- (5) 役員選考委員を互選により選出する。

第2条 厚生委員会は次の事業を行う。

- (1) 教育的環境の向上に努める。
- (2) 保健、厚生の充実を図る。
- (3) 会員の親睦を図り、教養を高める。

第3条 広報委員会は次の事業を行う。

- (1) PTA広報紙を発行する。
- (2) 会員相互の連携を図り意見交換、情報の伝達に努める。

第4条 校外連携委員会は次の事業を行う。

- (1) 生徒の健全な校外生活をめざし環境整備に努める。
- (2) 学校・家庭・地域との連携を密にし、協力援助する。

第5条 さくらフェスティバル委員会は次の事業を行う。

- (1) さくらフェスティバルの企画と実施。
- (2) 生徒の自主活動の場をつくり、学校・家庭・地域の交流をはかる。

### 【選挙細則】

規約第29条により各種選挙細則を次のように定める。

第1条 役員は次の方法により選出する。

- (1) 会員の推薦により、役員候補者を選出する。
- (2) 役員選考委員会は役員候補者に交渉にあたり、承諾を得る。
- (3) 役員選考委員会は総会に役員候補者を報告し承認を得る。

第2条 会計監査は次の方法により選出する。

- (1) 会計監査は運営委員会で3名推薦し、総会の承認を得る。

第3条 各委員は次の方法により選出する。

- (1) 学級ごとに会員の互選により、学年委員2名・厚生委員1(2)名・広報委員1(2)名・校外連携委員1(2)名・さくらフェスティバル委員2~4名の計7~9(10)名を選出する。
- (2) 各学年委員会は各学級の学年委員及び教員によって構成され、互選により委員長1名・副委員長2名(保護者1・教員1)を選出する。
- (3) 厚生委員会は互選により委員長1名・副委員長2名(保護者1、教員1)を選出する。
- (4) 広報委員会は互選により委員長1名・副委員長2名(保護者1、教員1)を選出する。
- (5) 校外連携委員会は互選により委員長1名・副委員長2名(保護者1、教員1)を選出する。
- (6) さくらフェスティバル委員会は互選により委員長1名・副委員長2名(保護者1、教員1)を選出する。
- (7) 教員の各委員及び副委員長の選出は学校に一任する。

第4条 役員選考委員は次の方法により選出する。

- (1) 学年委員より、1学年2名・2学年2名を互選し、役員より1名・教員2名を加えて構成する。
- (2) 役員選考委員は互選により委員長1名・副委員長2名(保護者1、教員1)を選出する。

第5条 特別委員会は次の方法により選出する。

- (1) 委員の選出方法は運営委員会で決定する。
- (2) 特別委員会は互選により委員長1名・副委員長1名(保護者1)を選出する。

(3) 特別委員会は運営委員会で必要と認めた場合、副委員長1名（教員1）を選出する。

(4) 教員の委員及び副委員長の選出は学校に一任する。

### 【慶弔細則】

規約第29条により慶弔細則を次のように定める。

(1) 桜丘中学校PTA慶弔細則

A. 結婚祝い金（T会員結婚のとき）5,000円

B. 出産祝い金（T会員出産のとき）3,000円

C. 死亡に対する弔慰金

1. 会員死亡のとき 5,000円

2. 生徒死亡のとき 5,000円

3. T会員の配偶者及び子女両親死亡のとき 5,000円

D. 見舞金

1. T会員が2週間以上病気欠勤のとき 3,000円

2. 会員が災害にあったときは、事情により協議決定する

E. 記念品

1. T会員転出のとき 3,000円

(2) 本細則にかかわらず特別の場合は、役員会で適当な方法を取ることができる。

(3) 本細則により実施された慶弔金の返礼は、これを受け付けないものとする。

### 付 則

(1) 本会は昭和22年4月1日を設立年月日とする。

(2) この規約は、昭和47年4月より一部改正し実施する。

(3) 本細則は、昭和51年4月1日により実施する。

(4) この規約は、昭和54年4月より一部改正し実施する。

(5) 本細則は、昭和54年4月より一部改正し実施する。

(6) 本細則は、昭和56年12月より一部改正し実施する。

(7) この規約は、昭和60年4月より一部改正し実施する。

(8) 本細則は、昭和62年4月より一部改正し実施する。

(9) 本細則は、平成3年10月より一部改正し実施する。

(10) この規約及び細則は、平成5年4月より一部改正し実施する。

(11) 本細則は、平成6年4月より一部改正し実施する。

(12) この規約は、平成8年3月より一部改正し実施する。

(13) 本細則は、平成10年3月より一部改正し実施する。

- (14) この規約及び細則は、平成12年3月より一部改正し実施する。
- (15) この規約及び細則は、平成14年3月より一部改正し実施する。
- (16) この規約は、平成16年5月より一部改正し実施する。
- (17) 本細則は、平成17年3月より一部改正し実施する。
- (18) 本細則は、平成17年5月より一部改正し実施する。
- (19) 本細則は、平成18年3月より一部改正し実施する。
- (20) この規約及び細則は、平成18年5月より一部改正し実施する。
- (21) この規約及び細則は、平成21年3月より一部改正し実施する。
- (22) この規約は、平成22年3月より一部改正し実施する。
- (23) この規約及び細則は、平成26年1月より一部改正し実施する。
- (24) この規約及び細則は、平成28年2月より一部改正し実施する。
- (25) この規約及び細則は、平成28年5月より一部改正し実施する。
- (26) この規約及び細則は、平成30年2月22日より一部改正し実施する。
- (27) この規約及び細則は、令和2年2月25日より一部改正し実施する。
- (28) この規約及び細則は、令和6年3月12日より一部改正し実施する。